

愛媛県及び大洲市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた機運醸成事業委託業務仕様書

第1 目的

愛媛県では空飛ぶクルマの社会実装を目指して、「愛媛県における『空の移動革命』実現に向けた推進ネットワーク」を通じた情報発信や、県内の運航ルート調査・しまなみ地域における離発着場候補地等環境調査などの各種事業を通じて、機運醸成に取り組んでいる。

本事業では、空飛ぶクルマの社会実装に向けたこれまでの取組みを、県内一円に拡大していく一環として、南予地域での県民の期待・社会受容性の醸成、関係事業者の参入意欲向上を目的とし、愛媛県及び大洲市が共同して空飛ぶクルマ実証飛行等の機運醸成事業を実施する。

第2 委託業務名

愛媛県及び大洲市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた機運醸成事業委託業務

第3 本業務の実施主体

愛媛県、大洲市

第4 業務期間

契約締結日～令和8年2月27日（金）

第5 業務実施場所

愛媛県大洲市内

第6 見積限度額

6,940千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第7 委託業務内容

実証飛行の実施

ア. 日程等

① 日程

令和7年度下半期（秋頃を想定）とし、実証飛行を行うのは1日とする。

なお、日程の調整にあたっては、現地での観光イベントとの共催等を検討することとし、機体の搬入日やテスト飛行・予備日等の日程は委託者と協議して決定する。

観光イベント例）大洲産業フェスタ2025（10月開催予定）、大洲まつり（11月2日、3日開催予定）等

② 離着陸場

受託候補者決定後に委託者と協議して決定する。

③ 飛行ルート・方式

上記②で決定する離着陸場により、飛行ルート・方式を決定する。また、搭乗者は、委託者と協議し、決定する。

④ 機体

受託者で用意すること。

⑤ 手続き

実証飛行に必要な各種申請、手続き・関係機関との調整は受託者が行うこと。

⑥ その他

賠償責任保険に加入すること。

イ. 計画

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理した上で、事業全体の「業務計画書」を作成すること。また、実証飛行に関する「実施計画書」を作成し、委託者の承認を得ること。なお、悪天候等の理由により、当初予定していた日程での飛行が不可となった場合の対応を委託者と協議の上、計画に反映すること。

ウ. 実証飛行運営

① 機体手配

第7 委託業務内容ア①の日程で、実証飛行が実施可能な機体を受託者で選定の上、委託者の承認を得て用意すること。なお、準備から終了までの輸送、組立、解体、運航、燃料、安全対策などに関わる必要な手配は受託者の負担で行うこと。

② 離着陸場候補地調査

実証飛行を行う際の空飛ぶクルマの離着陸場について、航空法等に基づいた整備を行うための調査をし、調査結果をもとに選定するとともに、より安全な実証飛行ルート等を決定すること。

③ 離着陸場整地

安全等を確保するために整地が必要な場合は、整地を行うこと（当該候補地の管理者等が自ら行う場合を除く）。ただし、大規模な改変は行わず、実証飛行終了後は原状回復を行うこと。

④ 安全対策

検討した安全対策については、国土交通省航空局など関係機関とも協議の上で、適切な対策であることの確認を行うこと。

⑤ 飛行映像の撮影

後述の成果報告の一環として、離発着地における実証飛行中の撮影を行うこと。

⑥ 実証飛行観覧イベントの実施

第7委託業務内容ア①の日程で記載の観光イベントとの連携を意識し、空飛ぶクルマの社会実装に向けた機運醸成のため、来場者の空飛ぶクルマへの興味・関心を高めるよう、実証飛行に用いる機体を活用して、来場者が機体の観覧や搭乗体験等ができるイベントを実施すること。

⑦ その他

実証飛行当日は、メディアの対応を行うこと。

第8 再委託

受託者は、委託業務の処理について、その全部または一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第9 成果品

成果品は次のとおりとする。

なお、報告書には、打合せ議事録、飛行の記録や写真（会場設置、飛行状況、来場者等の様子、イベントの様子など）、大洲市における空飛ぶクルマの社会実装に向けた運航事業者の視点からの意見等を含めとりまとめること

また、報告書の提出部数は以下のとおりとする。

- ・業務報告書（チューブファイル） 4部
- ・業務報告書の電子媒体（CD等） 4部
- ・動画データ（CD等） 4部

第10 業務打合せ

業務の実施における打合せ協議は、業務着手時1回、中間打合せ時2回、成果品納入時1回の計4回を標準とし議事録を作成するものとする。中間打合せについては、必要に応じ追加で実施する。なお、WEB協議などによる実施を積極的に提案し、きめ細やかな対応を心がけるものとする。

業務中に発生する簡易な連絡・質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答・指示等があった場合については、受託者において議事録を作成し、提出するものとする。

第11 その他留意事項

（1）著作権及び使用料等について

① 本事業における企画、映像等一切の著作権料、使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。

② 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後において

も委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

③ 本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

④ 成果物については、委託者及び委託者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。

⑤ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

⑥ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

（2）施設等の利用料等について

施設等の使用に当たっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。

（3）第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

（4）個人情報の保護について

本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。

（5）原状回復について

当該事業の実施に起因する実施場所や構造物等の破損や汚れ等については受託者が原状回復を行うこと。

（6）損害賠償について

受託者は、本業務の履行に当たり自己の責めに帰すべき事由により委託者又は来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（7）その他

① 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度委託者と協議して決定するものとする。

② この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。

③ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。

以上